

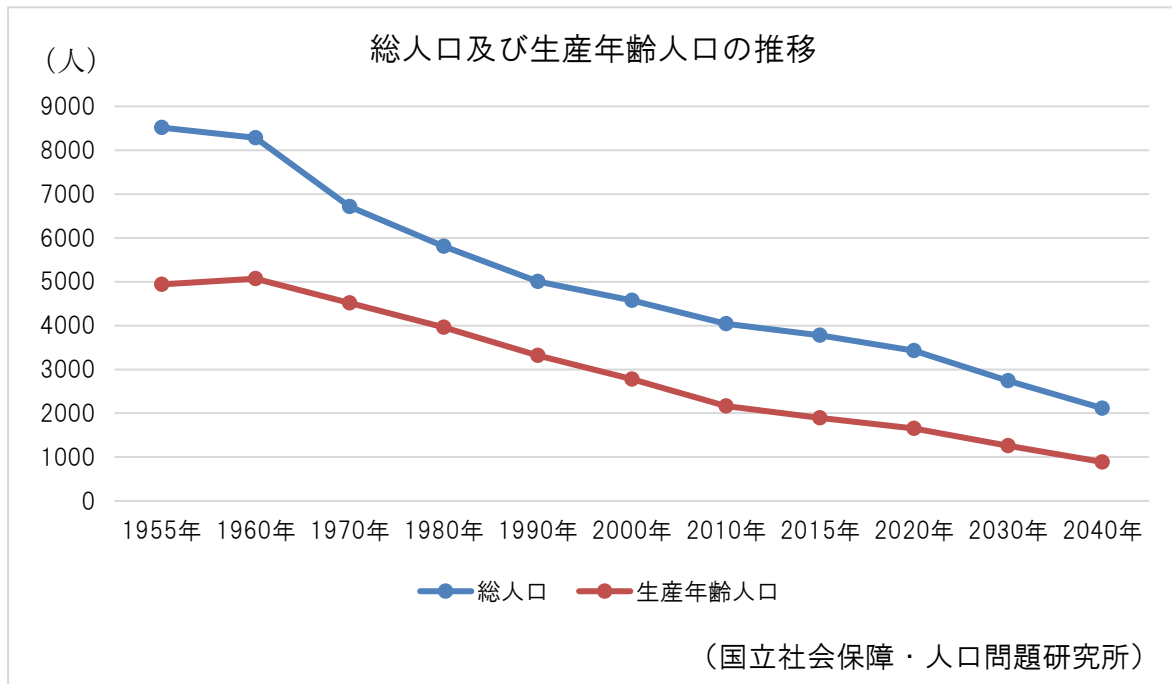
## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

比布町の人口は、1955年（昭和30年）の8,516人をピークに減少し、2018年（平成30年）5月には3,778人（住民基本台帳）になり、2040年には2,116人とピーク時の24.8%まで減少すると推計されている。

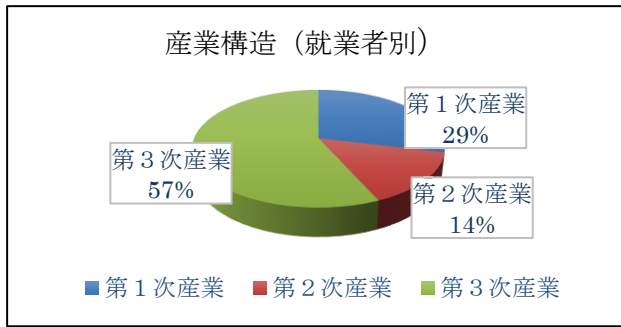
生産年齢人口については、1960年（昭和35年）がピークの5,069人であったが、2018年5月には1,866人と少子高齢化の影響から減少傾向にあり、2040年には889人まで減少すると推計されている。



比布町の産業構造を就業者別で見ると、第1次産業（農林漁業）が全体の28.83%、第2次産業（建設業、製造業）が14.54%、第3次産業（サービス業その他）が56.63%となっている（平成27年国勢調査）。

また、主な業種構成をみると、農業が28.57%、次いで卸売業・小売業が12.47%、医療・福祉が11.96%の順となっている。

比布町の商工業においては、民営の178事業所のうち、98.3%の175事業所が従業員30人未満の事業所（平成26年経済センサス基礎調査）であり、比布町の商工業は中小企業によって成り立っているが、多くの事業所で従業員不足や後継者不足に直面しており、設備等も老朽化が進んでいる。このような厳しい状況の中、比布町産業の発展のためには、労働生産性の向上が不可欠である。



比布町産業構造（H27年国勢調査）

	就業者数	割合
第1次産業	552	28.83%
第2次産業	281	14.54%
第3次産業	1,094	56.63%

## （2）目標

町内の中小企業が、従事者や後継者が不足する中においても、労働生産性を維持し、付加価値を高めるためには、設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

労働生産性の向上は比布町の全ての産業の目標であり、幅広い設備の導入が想定されることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

比布町は、基幹産業である農業を中心に、全区域にわたり多様な業種・事業によって成り立っていることから、本計画の対象地域は、当町の全域とする。

### （2）対象業種・事業

地域経済の活性化のためには、比布町の基幹産業である農業をはじめとして、全ての業種で生産性向上を図ることが必要であるため、本計画で対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画で対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等への導入の促進に際し配慮すべき事項

##### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

##### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。